

# 佐渡地域医療連携推進協議会

## 賛助会員規程 改訂2版

特定非営利活動法人佐渡地域医療連携推進協議会

### 第1条 (目的)

1. 本規程は、特定非営利活動法人佐渡地域医療連携推進協議会定款に基づき、賛助会員および賛助会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 (賛助会員の種類、資格)

1. 賛助会員は、営利を目的とする企業などを対象とする企業会員、自治体・公共団体・NPO法人など非営利団体を対象とする団体会員、医療・介護施設を対象とする医療会員、個人会員の4種類とする。
2. 賛助会員となるには、以下の項目をすべて満たさなくてはならない。
  - (ア)特定非営利活動法人佐渡地域医療連携推進協議会（以下、「協議会」という）の活動に賛同し、その支援を目的とすること
  - (イ)協議会からの連絡に対応できること
  - (ウ)賛助会費を負担できる経済的健全性を有していること
  - (エ)各自治体が定める暴力団排除関連条例に定められる暴力団、暴力団員が所属する団体、暴力団や暴力団員に関連した団体ではないこと、および暴力団員ではないこと

### 第3条 (入会)

1. 賛助会員となるには、協議会に別紙様式による入会申込書を協議会事務局へ提出し、協議会もしくは協議会が指定した委員会の許可を得なければならない。
2. 入会申込書は、協議会が運営する佐渡地域医療連携ネットワークのWebサイトからダウンロード、または協議会事務局から入手する。
3. 入会申込書の提出は、協議会事務局宛の電子メールに添付、または郵送によって行う。

### 第4条 (賛助会員の便益)

1. 賛助会員は、希望により協議会が運営するWebサイトに賛助会員である旨を掲載することができる。
2. 賛助会員は、以下の条件で協議会が運営するWebサイトに広告を掲載する権利を付与される。ただし、広告掲載に際しては、別途協議会が定める広告掲載規程に同意の上、所定の様式により協議会に申請し、承諾を受けなければならない。
  - (ア)企業会員、賛助会費1口あたり3ヶ月間
  - (イ)団体会員、賛助会費2口あたり3ヶ月間
  - (ウ)医療会員、賛助会費2口あたり3ヶ月間
3. 賛助会員は、賛助会員となった事実を自らの広報活動や事業活動に利用することができる。協議会は、正当な利用によって生じる賛助会員の利益には関与しない。ただし、利用の内容・

範囲・期間等については、誤った情報や不当な利益を是正する目的で行う協議会の求めに応じなくてはならない。

4. 賛助会員は、協議会の事業に意見を述べるができる。意見は文書によって協議会に提出されるものとし、提出された意見は協議会もしくは協議会が指定する委員会で協議事項として扱う。協議会は協議結果を意見提出者に知らせる努力を行うが、連絡義務は負わないものとする。

#### 第5条 (賛助会費)

1. 賛助会員は、賛助会費を納入する。  
(ア)企業会員の賛助会費は、1口年額10万円、2口以上とする。  
(イ)団体会員および医療会員の賛助会費は、1口年額5万円、1口以上とする。  
(ウ)個人会員の賛助会費は、1口年額1千円、3口以上とする。
2. 賛助会費の納入は、当該年度の4月末日までとする。ただし、5月以降入会時の当該年度分の納入は、入会申し込み時とする。なお、年度とは、毎年4月1日～翌年3月末日の期間とする。
3. 年度単位で賛助会費の請求書が送付される。請求書が到着した月の翌月末までに賛助会費を納入するものとする。
4. 賛助会費は、年単位とし、年度途中の入会であっても同様とする。

#### 第6条 (会員資格及び有効期間)

1. 賛助会員の資格有効期間は、毎年3月末日までとする。
2. 前項に定める有効期間は、賛助会員または当法人から申出がない限り、満了の翌日から1年間延長できるものとする。
3. 個人で入会した賛助会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとする。
4. 団体で入会した賛助会員が、団体の合等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は速やかにその旨を当法人に通知する。
5. 賛助会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできない。

#### 第7条 (退会)

1. 賛助会員が退会を希望する場合は、協議会事務局に退会希望を申し出るものとする。
2. 賛助会員が年度途中で退会する場合、既納の賛助会費は返還されないものとする。
3. 賛助会員が年度途中で退会し、同じ年度内に再度入会を希望する場合、新たに入会申込書の提出を必要とするが、当該年度の賛助会費を新たに納入する必要はないものとする。

#### 第8条 (秘密保持)

1. 賛助会員は、佐渡地域医療連携推進協議会に関して知り得た情報を、協議会の許諾無しに他に提示・公表してはならない。ただし、国民の危険を伴う場合など法的に提示が求められる場合を除く。

2. 賛助会員が、賛助会員となった事実のみ、もしくは協議会活動や協議会が運営する佐渡地域医療連携ネットワークの有用性を自らの広報活動や事業活動に正当に利用する場合は前項の限りではない。
3. 賛助会員は、退会後も本条の義務を負うものとする。

#### 第9条 (損害賠償)

賛助会員（脱会後も含む）による規程を逸脱する行為が判明した場合、協議会は必要な法的措置を行うとともに、被った損害に応じた損害賠償および必要な対応を対象者に請求できるものとする。

#### 第10条 (協議)

本規程に定めのない事項または疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に基づき、賛助会員および協議会双方の協議により円満な解決を図るものとする。

#### 第11条 (規程の変更)

本規程の修正・改廃などの変更は、協議会が定める委員会で検討し、協議会理事会の承認を得るものとする。変更後は変更後の規程のみ有効とし、賛助会員には周知期間を設け、意義の申し立てがない限り変更後の規程に同意したものとする。ただし、賛助会費など賛助会員に著しく不利益が生じる変更については、協議会もしくは協議会が設置する諮問機関の議決を経て変更を行う。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

平成26年11月1日より本改訂版を施行する。